

情報通信行政・郵政行政審議会

郵政行政分科会（第103回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年3月26日（木）10：03～10：28

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬省略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、滝澤 光正、藤沢 久美、三浦 佳子、若林 亜理砂

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

（情報流通行政局郵政行政部）

牛山 智弘（郵政行政部長）、折笠 史典（郵便課長）

（事務局）

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

令和8年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可【諮問第
1277号】

開 会

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第103回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員8名全員が出席されておりますので、定数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項1件でございます。諮問第1277号、令和8年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について、総務省から御説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長 おはようございます。総務省郵便課の折笠でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日諮問させていただく内容としましては、今、分科会長からございましたように、例年3月に御審議いただいております年賀寄附金の配分に関する事項となります。

それでは、資料103-1に基づきまして、諮問第1277号について御説明をさせていただきます。

最初に資料の構成をざっと御紹介させていただきます。まず、1ページ目が諮問書でございます。2ページ、3ページ目が審査の結果、4ページから11ページが日本郵便株式会社からの認可申請書、12ページ以降が説明資料となっておりますので、12ページ以降の説明資料に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、制度の概要でございます。お年玉付郵便葉書等に関する法律、略称、お年玉法と呼ばれておりますけれども、これに基づきまして、日本郵便は、下の枠囲いをしております「①社会福祉の増進」から「⑩地球環境の保全」までの各事業を行う団体の、当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされております。その際に、会社はお年玉法の規定に基づきまして、寄附金を取りまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項、それから、配分金の交付や使途についての監査に関する事項などを定めることとされております。

2でございますけれども、会社がこれらの事項を定めるに当たりましては、総務大臣の認可を受けることとされておまして、3に参りまして、総務大臣は認可を行うに当たりまして、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議をし、その上で情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされております。これを受けまして、総務省におきまして、お年玉法関連規定への適合を確認した上で、本件の認可につきまして、本日諮問をさせていただくというものでございます。

14ページは関連条文ですので飛ばしまして、15ページを御覧ください。まず、

上段が寄附金配分までの流れでございます。令和8年分につきましては、昨年8月末に日本郵便が寄附金配分団体の公募の発表を行っておりまして、9月から11月にかけて団体からの申請の受付を行っております。その後、提出された申請について、後ほど説明しますが、日本郵便において審査を行いまして、2月25日付で4ページの認可申請書が提出されたということでございます。これを受けまして、お年玉法第11条の規定に基づきまして、総務省から寄附目的に係る事業を所管する大臣、例えば福祉であれば厚生労働大臣でございますし、青少年育成であれば文部科学大臣でありますとか、こども家庭庁の担当大臣などに協議を行った上で、本日諮問をさせていただいております。この各大臣への協議におきましては、今回、特段各事業に関する御意見はございませんでしたことを併せて御報告申し上げます。その上で、本日、もし本件認可が適当という御答申をいただきました際には、総務大臣が認可を行いまして、これを受けて、会社から配分団体に配分額等の通知を行うという流れが予定されております。

第2、会社における寄附金配分の審査についてでございます。認可の申請に当たりまして、日本郵便において行われた審査について御説明をさせていただきます。

まず、1、配分申請に係る要件等の(1)配分団体の要件でございます。アにございますように、配分団体は、社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人などの法人であるということと、イのとおり、団体が行う事業の内容が、先ほど申し上げました、13ページの①から⑩の事業であるということを要件としております。

続いて、(2)申請金額の上限についてです。原則として、1件について500万円を上限としておりまして、申請は1団体につき1件のみとしております。また、原則として2年連続の配分は受けられないこととしておりますが、例外といたしまして、昨年までと同様に、活動・チャレンジプログラムという区分につきましては上限を50万円とする一方で、最大4年間継続して配分を受けることが可能な枠ということで設定をしております、これによって裾野の拡大を図るということとしております。昨年も御質問いただきました連続採択につきましては、この活動・チャレンジプログラムにおきまして、令和8年分については、14団体が連続での採択を受けているということを聞いております。

16ページに参りまして、2の審査方法でございます。日本郵便において行われた審査の具体的な方法でございますけれども、まず、(1)の形式審査といたしまして、配分団体の要件ですとか必要な書類の有無などの形式的な要件への適合について、日本郵便において事務的に審査を行っております。その上で、(2)配分審査でございますけれども、社外の有識者からなる審査委員会におきまして審査を行っております。

この審査委員会の有識者構成員につきましては、少しページが飛びますけれども、21ページを御覧いただければと思います。こちらの上段の年賀寄附金審査委員が、今回、寄附金の配分審査を行った委員でございます。なお、下段の評価委員につきましては、事業完了後に各事業の評価を行う委員会となっております。

また16ページにお戻りいただきまして、(2)の配分審査でございます。審査委員会における具体的な審査の手順といたしましては、まず、申請事業に期待する

項目ということで、各事業について、1事業当たり2名の審査委員の方が、ここに挙げております先駆性、社会性、実現性、緊急性の4つの項目に関して採点を行いまして、各事業の得点を算出いたします。その上で、同点の案件があった場合に付きましては、申請金額がより小さいといった定量的条件の配慮を加味して優先順位づけを行っているところでございます。

また、各事業を担当する2名の審査委員の方におかれましては、費用の必要性ですとか団体の自己負担能力なども踏まえまして、配分金額の査定を必要に応じて行っているということでございます。これらの各審査委員の方々の採点した結果につきまして、審査委員会において、全体について審議を行うという流れで審査を行っているところでございます。

なお、これらの審査項目をはじめといたしまして、審査のポイントにつきましては、公募の際のプレスリリースですとか寄附の配分団体の公募に関する専用のウェブサイトがございまして、こちらのサイト上に載っております申請要領などにおきましてもお示しをしているということでございます。

17ページに参りまして、このような審査を行った上で、日本郵便から申請があった内容がこちらでございます。

まず、申請内容の1点目でございますけれども、配分団体・配分金でございます。配分団体が69団体、配分金が約1億1,319万円となっております。後ほど御説明しますが、やはり原資が減っているということもありまして、配分団体・配分金ともに減少しているというところでございます。

それから、参考1が令和8年の寄附金額の内訳でございます。20ページを御覧いただきますと、実物の画像を掲載しておりますが、令和8年におきましては寄附金付の年賀葉書ということで、85円プラス寄附金5円。それから、年賀切手につきましては110円と85円に、寄附金3円の年賀切手を販売しております。

もう一回、17ページに戻りますけれども、こういった寄附金付の葉書、切手につきまして、合計で2,175万枚が販売されまして、その寄附金額は約1億183万円となっております。

続いて、参考2、配分原資と配分金でございます。①ですけれども、令和8年の寄附金額が約1億183万円でございます。これに②前年度からの繰越金といたしまして、約2,123万円を加えております。そこから、後ほど内訳を御説明しますが、③配分費用ということで、約981万円を控除いたしまして、その結果といたしまして、④の配分原資が約1億1,325万円となっております。この原資の中から、審査委員における審査の結果としまして、⑤の配分金として約1億1,319万円の配分を行いたいという申請内容となっております。

また、参考3は事業種別ごとの配分状況でございまして、昨年と同様に、最も多いのが1号事業の社会福祉の増進、次いで7号事業の青少年健全育成となっております。

参考4が申請全体における採択の状況でございます。今回は申請件数が351件でございまして、そのうち配分予定件数が69件となっております。採択率19.7%となっております。申請件数、採択率ともに前年度より低下をしている

というところでございます。

その一方で、日本郵便におきましては、申請団体増加の対策ということで、これまでも御意見いただいてきたところでございますけれども、例えば自治体とか社会福祉協議会などに広報依頼を行った上で、そういった団体が開催する助成金の説明会に参加するですとか、あるいは公募内容の説明動画を作るですとか、活用事例集の作成、好事例集の紹介などにも取り組んでいるところでございまして、この申請件数が減少している理由としましては、例えば休眠預金等の活用制度ですとか、クラウドファンディングの普及など、ほかの資金調達の手段が多様化していることなどが考えられると聞いております。

18ページに参りまして、申請内容の2点目といたしまして、「2 配分団体が守らなければならない事項」でございます。こちらの事項につきましては、配分金は、会社が配分を決定した事業の実施計画以外の使途に使用しないこと、実施計画を変更する場合はあらかじめ会社の承認を受けること、配分金とほかの資金を区別して整理することなどが定められておりまして、特に昨年度までと変更はございません。

また、「3 配分金の使途についての監査に関する事項」でございますけれども、こちらにつきましても、昨年度までと同様に、配分団体が会社の監査に応じる義務があることのほか、監査の実施時期とか実施方法について定めております。詳細は、先ほどの日本郵便からの申請書の10ページ、11ページにそれぞれ掲載をしております。

資料2ページにお戻りいただきまして、ここまで御説明申し上げました認可申請書の内容につきまして、お年玉法の規定に適合しているのかを審査した結果がこちらになります。

まず、1つ目といたしまして、寄附金の額から控除される費用の額の妥当性についてでございます。お年玉法7条2項におきましては、寄附金から控除する経費といたしまして、アの寄附金付郵便葉書等の発行・販売、寄附金の取りまとめのため特に要した費用、それから、イの寄附金の管理、配分金の交付、監査のため特に要する費用の2つを定めております。また、このうち、イの管理とか交付、監査に要する経費につきましては、お年玉法上、寄附金の額の1.5%に相当する額を限度とするとされておまして、今年につきましては、右の欄の一番下にありますように、寄附金額が約1億183万円でございますので、その1.5%ということで、約153万円が限度額となっております。

その上で、審査結果、それから理由でございますけれども、提出があった費用の内訳について精査をしたところ、ア、イ、それぞれの費用の額が適切に積算されていること、また、資料の右下にありますように、イの部分に関しては、実際に要した費用が約2,881万円ということであり、これが法定の限度額である153万円を超えておりますが、今回の申請において控除する費用といたしましては、お年玉法上の上限額である約153万円とされていることから、控除される費用の額は妥当であるということで、審査結果は「適」としているところでございます。

なお、これまでの分科会におきましても、日本郵便の持ち出しについて、御質問、御意見等いただいているところでございます。今回も差額ということで、約

2,700万円、日本郵便からの持ち出しが発生しているところでございます。過去についても確認してみたところ、少なくとも、2013年以降、14年連続で持ち出しが発生しているところでございますが、日本郵便に改めて確認したところ、この年賀寄附金の配分事業につきましては、社会的にも意義があるということで、CSRの活動の一環として取り組んでいるものでありまして、こちらについて、引き続き取り組む意欲があるということと、また、仮に控除額の上限額を見直すことといたしますと、配分原資が減少するということになってしまいまして、制度の趣旨ですとか、毎年原資が減少している現状を踏まえると、現時点で見直しを要望するものではないということを聞いております。

その一方で、日本郵便といたしましては、年賀状の特設サイトを開設するとか、年賀状を簡単にデザインできるキットを提供するとか、今年の年賀状で新しくやった面白い取組としましては、生成AIを活用して、写真を送れば簡単に年賀状を作れるような仕組み、「Geminiで年賀状」というサービスなどもやっておりますけれども、こういったデジタル連携サービスの強化などもやっておりますし、年賀状の販売減少に歯止めをかける対策にも取り組んでおりますし、今後も力を入れていくと聞いております。

続いて、審査基準の2つ目でございますけれども、寄附金の配分団体、配分金額が適正に定められているという点でございます。3ページにかかっているところでございますけれども、先ほどの審査手順で御説明申し上げましたように、形式審査の後に社外の有識者による採点等を得まして、審査委員会において審議を行っているということで、適正に審査が行われておりまして、配分団体・配分額の決定は妥当であると認められることから、審査結果として「適」としております。

それから、中段に参りまして、3つ目でございますけれども、配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていることにつきましては、認可申請書の別添1-3ということで、10ページになりますけれども、これが提出されておりました、先ほど御説明申し上げましたとおり、必要な事項が定められているということで「適」としております。

同じく4つ目の、監査に関し必要な事項が定められているという点につきましても、こちらも申請書の別添1-4、11ページでございますけれども、提出されておりました、こちらも必要な事項が定められているということで「適」としております。

これらの審査結果から、2ページの冒頭に審査結果をまとめておりますけれども、日本郵便からの認可申請書はお年玉法の各規定に適合しているということで、認可することが適当であると考えているところでございます。

1ページに行っていただきまして、これを受けまして、1ページの諮問書のとおり、本件に関する日本郵便の申請については認可することとしたいということで、諮問をさせていただくものでございます。

早口の説明で恐縮でございますけれども、説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。

私のほうから、質問じゃないんですけど、昨年までのこの委員会での議論を踏まえて御説明いただいて非常によく分かりましたし、あと、持ち出し部分について私も資料を見て気になっていたんですけど、先ほどの御説明で意図が分かりましたので非常によく分かりました。ありがとうございました。

ほかの方で何か御意見や御質問ございますでしょうか。

実績委員、よろしくお願いします。

○実績委員 おはようございます。御説明ありがとうございます。

中身については問題ないと思うんですけど、1点だけ全体像で伺いたいんですけども、監査の実施方法について、具体的な取組、適切な事項が定められていたらオーケーというところは了解いたしました。質問は、監査の結果というのはどこに提出されて誰がチェックすることになっているのか、ちょっとよく分からなかったもので、そこだけ教えていただければと思いました。

以上です。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。

監査の結果につきましては、基本的には日本郵便において現地の郵便局の方も含めて監査を実施していると承知しておりまして、特段の公表等は、今の時点においてはしていないと聞いております。

○実績委員 監査の結果としてまずいことがあったというのは、これまでなかったということでしょうか。

○折笠郵便課長 不正なものはなかったとは聞いておりますが、これまでの監査におきましても、例えば年賀の寄附金を使ったことの表示が不十分であるといったようなものは見つかったと聞いておりまして、それは監査の際に御指摘を申し上げて、是正がされていると伺っております。

○実績委員 そうすると、監査は、日本郵便と、それから寄附金を受ける団体の間で行われて、そこで指摘というか、是正も含めて完結するというシステムになっているということですね。

○折笠郵便課長 基本的には御指摘のとおりです。

○実績委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問ございましたら、チャット機能にお申し出ください。よろしいでしょうか。

ほかにも御意見などございませんようでしたら、諮問第1277号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦委員 一つ、よろしいですか。

○佐々木分科会長 どうぞ。

○三浦委員 御説明いただいてよく分かりました。今、実績先生がおっしゃっていらした通り、監査のことも非常に重要性があるなと思いました。

また、せっかく社会貢献にもなっている事業が、購入側にあまりそのような意識はなく、こういうくじつきの年賀状を買うことで小さな社会貢献ができるということを、せっかくなのでもっとアピールできる機会があったらいいなと思ったことと、それから先ほど御説明にもあった、Geminiでデジタル連携サービスを行っているという新たな取組とか、メリットがなかなか一般の人には広まっていないのではないのでしょうか。やはり広報的に何かできる術がないのかと。

SNSを使うとか、新たな工夫ができたらいいなと思いました。その1件だけです。よろしくお願いします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

この件について、何かございますでしょうか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。この寄附金事業についてもおっしゃるとおりでございますし、また、年賀状につきましても、新しい取組などがしっかり国民の皆様には伝わるように、日本郵便にも、その点を考えてもらうようにお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

○三浦委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

御意見として伺いしましたが、諮問の1件については、皆様、先ほどの御返事で、答申するということでよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。全体を通しまして、皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（石井） 事務局の石井でございます。次回の郵政行政分科会は、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。では、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会